

生駒市職員（社会人経験者・任期付常勤） 採用試験のお知らせ

民間企業、行政職員等を対象とした採用試験を次のとおり行います。

申込方法・申込受付期間

ステップ① 指定サイト（詳細後述）に登録・エントリー

ステップ② QRコード「Talent Palette（タレントパレット）」のページから申込

○まちづくりエンジニア

（建築）



○学芸員



※受付期間は

令和7年9月15日（月・祝）～ 令和7年10月12日（日）23:59 受信分

採用予定日 令和8年4月1日（水）

※最終合格者本人の同意を得て、採用予定日以前に採用することがあります。

I 職種・採用予定数・受験資格・採用形態

職 種	採用 予定数	受 験 資 格		採用形態
		年齢	職歴（次のいずれにも該当する人）	
まちづくり エンジニア （建築）	若干名	不問	(1) 令和7年4月1日時点で民間企業や行政機関等における職務経験が一定年数（※）以上ある人 (2) 学校教育法による高等学校以上の建築に関する専門課程を卒業した人 (3) 1級建築士、2級建築士または1級建築施工管理技士の資格を有する人	任期付常勤
学芸員	1名程度	不問	(1) 令和7年4月1日時点で民間企業や行政機関等における職務経験が一定年数（※）以上ある人 (2) 学校教育法による大学又は大学院において考古学または歴史学に関する課程を専攻し、卒業した人 (3) 博物館法に規定する学芸員の資格を有する人 (4) 埋蔵文化財の発掘調査（報告書の作成を含む）の経験がある人 (5) 普通自動車運転免許を有し、運転経験が概ね1年以上の人	

（※）一定年数…大学卒 3年以上、短期大学卒 5年以上、高等学校卒 7年以上の職務経験が必要です。

[受験資格に定める「職務経験」の取扱いについて]

①職務経験には、会社員、団体職員、公務員等としての勤務の他、自営業者等としての事業経験、NPO等での活動経験を含みます。

その際、雇用形態・勤務時間等は問いませんが、休職期間（育児休業等）は職務経験に含めることができません。

②職務経験が複数ある場合は、1年以上継続して勤務していた職務経験に限り、算入できます。（同時期に複数の企業等に勤務していた場合は、いずれか1つのみを算入できます。）

- 現在募集している、社会人経験者（常勤）、社会人経験者（公民連携推進担当）、社会人経験者（任期付短時間勤務）、社会人経験者（非常勤）、危機管理監（常勤または任期付常勤）などには同時に応募できません。
- その他、生駒市職員任用試験委員会（以下、「当委員会」という。）が、上記条件に応じた受験資格と同等であると認めた場合は、受験資格として認めることがあります。
- 日本国籍を有しない職員については、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、任用される職務に一部制限があります。
- 地方公務員法第16条に該当する人は受験できません。

（地方公務員法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC00000000261>）

2 採用形態について

採用形態の種類	勤務日及び勤務時間	任期	副業
任期付常勤	週5日勤務 原則1日8:30～17:15 （時差出勤やテレワーク等の制度あり ※1）	3年（最長5年）	一部可 ※2

※1 時差出勤…1日の勤務時間を変更せず、始業時間または終業時間を繰上げ、または繰下げることで、通常の勤務時間と異なる時間帯に勤務することが可能。

テレワーク…業務の内容や所属の状況によって不可場合があります。

例：新型コロナウイルス感染防止対策の一環で、交代制テレワークを実施

※2 副業…任命権者の許可が必要です。（原則として地域貢献に寄与する活動に限られます。） 例：NPO 法人での活動、スポーツの指導員等

3 職務内容・想定役職

職 種	職務内容	想定役職
まちづくりエンジニア （建築職）	①生駒南小中学校整備事業、総合公園体育施設のリニューアル工事等の設計・監理・調整・現場対応 ②専門的な技術と経験に基づいて、暮らしを支える都市基盤の整備・更新	～主幹級
学芸員	①埋蔵文化財に関する業務全般（発掘調査の現場管理、各種書類の作成を含む） ②文化財関連業務（文化財の指定・保存・PR等） ③伝統文化保存継承（伝統文化保存団体への補助金交付）	～主任級

4 試験職種・試験日・会場・発表など

	試験種類	試験日・試験会場等	発表
第1次試験	書類審査 令和7年9月15日（月） ～令和7年10月12日（日） 23:59 受信分まで	・エントリーした求人サイトに登録している業務経歴等 ※審査は申込受付から随時実施しますので、登録情報を精査してから エントリーしてください。 ・「Talent Palette（タレントパレット）」の入力内容で審査	10月下旬 （予定）
第2次試験	面接試験	【試験日】令和7年11月中旬の土曜日または日曜日（予定） 【試験会場】オンライン（Zoom）又は生駒市役所 詳細は第1次試験の合格者に通知します。	11月中旬 （予定）
第3次試験	面接試験	【試験日】令和7年11月下旬～12月上旬の土曜日または日曜日（予定） 【試験会場】生駒市内の公共施設で実施 ※試験日より前に適性検査（性格検査）を受検いただきます。	12月中旬 （予定）

※試験結果は生駒市ホームページに受験番号を掲載します。また、別途申込時に入力されたメールアドレス宛に通知します。

※上記以外の試験内容の問い合わせについては、一切お答えしません。

5 試験申込手続き

申込は以下の2ステップが必要です。

ステップ① ～“エンゲージ”への登録・エントリー～

<手続方法>

エン・ジャパン株式会社のエンゲージからお申し込みください。

<手続上の注意点>

・会員登録及びエントリー方法については、エン・ジャパン株式会社の利用規約をよく読んでから手続きしてください。

・**確実にエントリーが完了したかどうかは、必ず確認してください。**

※書類審査はステップ①、ステップ②の後から、随時実施しますので、登録情報を精査してからエントリーしてください。

(原則ステップ②の入力情報をもとに審査します。)

<エンゲージURL> https://en-gage.net/city-ikoma_saiyo/

ステップ② ～「Talent Palette (タレントパレット)」のページから申込～

(1) 生駒市のHPにアクセスして「職員採用試験」を選択し、生駒市職員採用のページに移動します。そこで、「採用試験情報」のセクション内にある対象職種の採用案内の「申込はこちら」のリンクから、「Talent Palette (タレントパレット)」のページに接続してください。

(2) 「Talent Palette (タレントパレット)」の申込フォームから試験申込を行ってください。

申込画面では、受験職種や志望動機等の文章の入力も必要です。事前に必ず入力項目・注意事項を確認し、入力内容を準備した上で、申し込んでください。(システム上、入力する場合に一定の時間制限があります。)

(3) 最後に、「送信する」ボタンを押して申込内容を送信します。

※送信後は、申込内容の変更はできません。必ず申込内容に不備がないか再度確認してください。

※送信後は、「以上で申込は完了になります」の画面に変わったことを必ず確認してから、ブラウザを閉じてください。

(4) 申込み送信後すぐに、「申込確認メール」が申込時に登録したメールアドレス宛に自動送信されますので、届いたことを確認してください。この後、当委員会で申込内容の審査を行います。

志望動機などの記述式設問に対し、申込内容が不適切な場合や文量が明らかに不十分な場合などは、審査の結果、受験不可とする場合があります。

また、「申込確認メール」が届かない場合は、申込ができていない可能性が高いため、当委員会(saiyou@city.ikoma.lg.jp)に必ずお問い合わせください。

6 試験申込手続きの際の注意事項

- 試験申込内容で志望動機など記述式の必須設問に対し、回答が2割程度に満たない設問がある場合は、試験を受けられない場合があります。
- 登録に使用するメールアドレスは、パソコンかスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。この場合で受験できなかったときは、一切責任を負いませんのでご注意ください。
- 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、試験申込手続きは、時間に余裕をもって行ってください。
- 受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込の遅延等には一切責任を負いません。

- お使いのプロバイダによっては、当委員会からの回答メールが迷惑メールフォルダ等に割り振られるなどして届かない場合があります。その際は該当するフォルダを確認するか、プロバイダに問い合わせてください。
- 2次試験以降のいずれかの時期に以下の証明書類を提出していただきます。
詳細は、各試験の合格者に別途通知します。

全職種

- ・最終学校卒業証明書または卒業見込証明書の原本
- ・最終学校成績証明書の原本（大学院卒業または大学院卒業見込みの受験者は大学の証明書も提出）
- ・職務経歴を証明する書類（在職証明書）

建築職

- ・1級建築士、2級建築士または1級建築施工管理技士の資格証

学芸員

- ・博物館法に規定する学芸員の資格証
- 以上のほかにも、必要に応じて証明書類等を求める場合があります。
- 試験申込の記載事項等に不備のある場合は、当委員会から連絡して確認することがありますが、このために生じた申込みの遅延などには責任を負いませんので、試験申込手続きには十分注意してください。
- 本受験に関する提出書類は、一切お返しいたしません。
- 受験資格がないことや、試験申込書の記載事項が正しくないことが判明したとき、この案内もしくは試験官の指示に従わない場合は、合格等を取り消すことがあります。また、採用試験合格発表後、生駒市職員任用候補者名簿に登録された方で、令和8年3月31日までに受験資格を満たせないことが判明したときは、生駒市職員任用候補者名簿より登録を抹消します。
- 申し込んだ内容を元に担当課より会計年度任用職員の募集案内をさせていただく場合があります。また、ご本人の同意のもと会計年度任用職員として採用する場合があります。

7 給与・その他

(1) 給与額の例

給与は、「生駒市の一般職の給与に関する条例」「生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づき学歴・経歴等を勘案し、決定します。

なお、令和8年4月1日採用の場合、令和8年6月賞与の期間率が下がり、満額支給にはなりません。

① まちづくりエンジニア（建築職）

職種	職務経歴年数	役職	概算年収（大学卒の場合）
まちづくり エンジニア （建築職）	10年	係長級の場合	約 540 万円
	15年	主幹級の場合	約 620 万円

・上記表は、各種手当（期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当）を含めた目安であり、勤続年数に応じた役職及び給料の最低額を保証するものではありません。なお、任期付短時間勤務の場合は扶養手当・住居手当はありません。

・現時点の条例に基づいていますが、採用前に給与改定等があった場合には、その定めによります。

② 学芸員

職種	職務経歴年数	役職	概算年収（大学卒の場合）
学芸員	10年	主任級の場合	約 500 万円
	15年		約 540 万円

・上記表は、各種手当（期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当）を含めた目安であり、勤続年数に応じた役職及び給料の最低額を保証するものではありません。

・現時点の条例に基づいていますが、採用前に給与改定等があった場合には、その定めによります。

(2) 勤務時間と主な休暇・休業制度

勤務時間 … 常勤の場合、勤務時間は平均して週38時間45分、完全週休2日制です。

主な休暇・休業制度

【有給】

種類	期間・条件
年次有給休暇	年度で 20 日。残った分を翌年度へ繰越が可能（最大保有 40 日間まで）
夏季休暇	6 日間（毎年6月から10月までの期間内で、1 日でも、連続でも可）
結婚休暇	結婚の日の 5 日前から当該結婚の日後 1 月を経過するまでの間の連続する 5 暦日
病気休暇	医師の証明書等により最小限度必要と認める日数 （最大 90 日間。それ以上は、休職処分の取扱いとなる）
産前休暇	出産予定日より 8 週間以内前（多胎妊娠の場合 14 週間以内前）
産後休暇	出産日の翌日から 8 週間を経過する日まで
配偶者の出産休暇	3 日間の範囲内 （配偶者の出産のため入院する等の日から、出産の日後 2 週間を経過する日までの期間中のみ）
父親の育児参加休暇	5 日間の範囲内（配偶者の産前・産後期間中に子の養育のために必要となった期間のうち）
子の看護休暇	各年度で 5 日間の範囲内（養育する中学校就学前の子が負傷・疾病により看護の必要がある場合。 就学前の子が 2 人以上の場合は、10 日間）

【無給】

種類	期間・条件
育児休業	3 歳未満の子を養育するとき、父母どちらでもその子が 3 歳に達する日（誕生日の前日）まで
部分休業	始業時、終業時を起点として、1 日を通じて 2 時間の範囲（30 分単位） （中学校就学前までの子を養育する職員が対象。）
介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して 6 月の期間内で必要と認める期間

(3) 福利厚生その他

採用形態の種類	社会保険	昇格	昇給	職員互助会	転居費
任期付常勤	・共済組合 ・厚生年金 ・公務災害補償基金	なし	あり	加入	あり（※）

（※）転居費…採用に伴い、市外から市内へ転居する場合は、一定条件のもと、その転居費用を補助する制度があります。

8 試験に関するお問い合わせ

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号 生駒市役所人事課内 生駒市職員任用試験委員会
電話0743-74-1111（内線 4280）